

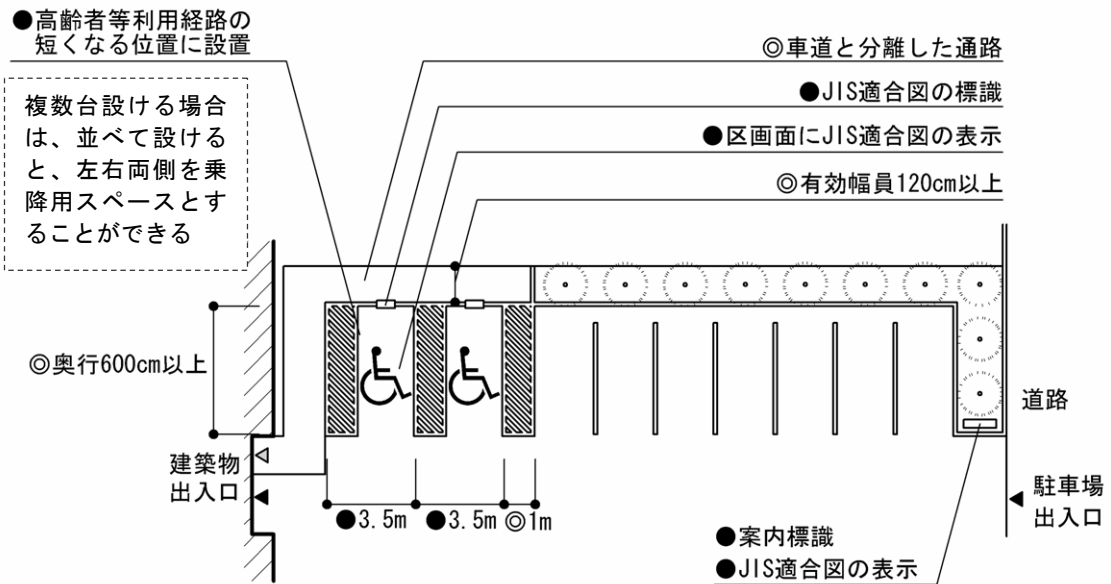
10 駐車場

【基本的な考え方】

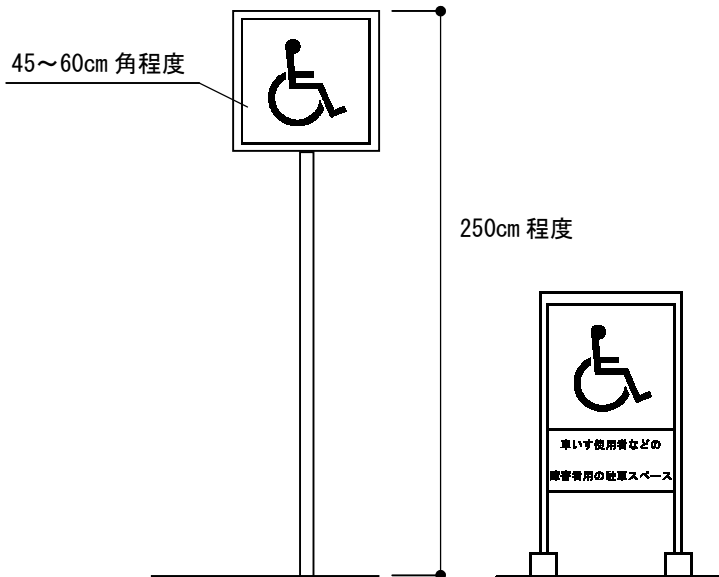
自動車により施設に来訪する車いす利用者等に対応するため、車いす利用者利用駐車施設を設置し、分かりやすい案内により誘導する必要があります。

整備基準		規模 限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の10）			
車いす利用者 利用駐車施設 の設置	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車いす利用者利用駐車施設を1以上設けること。		
幅員	ア 幅は、350cm以上であること。		図Ⅲ-10-1
設置位置	イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。		図Ⅲ-10-1
区画の表示	ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。	●	図Ⅲ-10-1 図Ⅲ-10-2
出入口付近 の案内板の 設置	エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車いす利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		図Ⅲ-10-3
車いす利用者 利用駐車施設 の設置(30台以 上)	(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合には、(1)に掲げる車いす利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	—	図Ⅲ-10-1～ 図Ⅲ-10-3

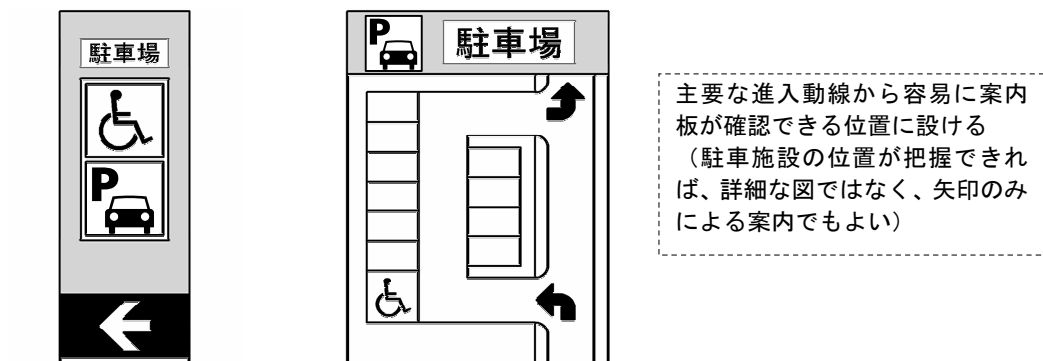
推奨事項		備考
施設整備		
駐車場(車いす 利用者利用駐車 施設)	車いす利用者利用駐車施設は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
設置数	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者利用駐車施設の数、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であること。 	
幅員	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者利用駐車施設の両側に、幅100cm以上の乗降用スペースを設けるものであること。 	図Ⅲ-10-1
奥行き	<ul style="list-style-type: none"> 奥行きは、600cm以上であること。 	図Ⅲ-10-1
歩行者用通路 の設置	<ul style="list-style-type: none"> 車道と分離した、幅120cm以上の歩行者用通路を設けるものであること。 	図Ⅲ-10-1 図Ⅲ-10-4
発券機・精算 機の位置等	<ul style="list-style-type: none"> 発券機や精算機は、曲がり角や斜路に設けないものであること。 車いす利用者利用駐車施設を設ける駐車場にあつては、発券機及び精算機の操作ボタンは、車いす利用者が利用できる位置に設けるものであること。 発券機や精算機の操作方法などを音声案内により行う場合は、聴覚障害者に配慮し、文字でも表示するものであること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者利用駐車施設、車いす利用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けるものとし、床面は水はけが良く、降雨時及び降雪時にも滑りにくいものとする。 出庫の際の周囲への注意喚起のため音声による注意喚起を行う場合には、聴覚障害者に配慮し、回転灯を設けるものであること。 	図Ⅲ-10-5
管理運営		
衝突防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 見通しの悪いカーブなどの箇所には、鏡を設けるなど衝突防止のための措置を講ずること。 	



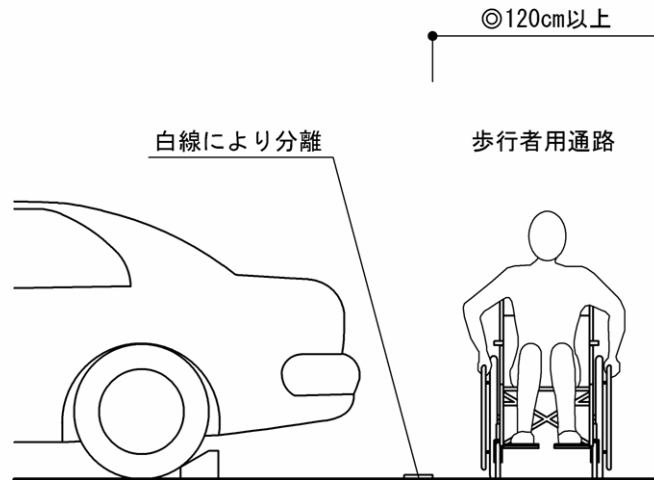
図Ⅲ-10-1 車いす利用者利用駐車施設の設置



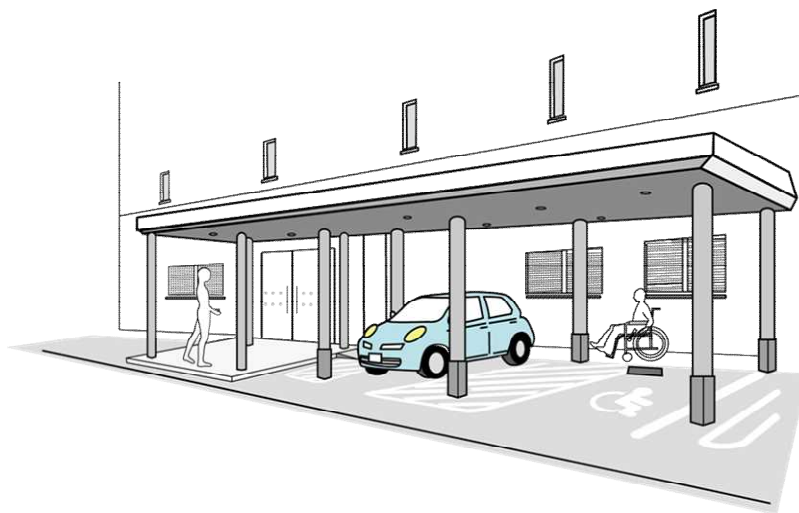
図Ⅲ-10-2 車いす利用者利用駐車施設の標識の設置例



図Ⅲ-10-3 車いす利用者利用駐車施設の案内板の設置例



図Ⅲ-10-4 車いす使用者利用駐車施設の歩行者用通路



図Ⅲ-10-5 建築物出入口まで連続した屋根

- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項



コラム 兵庫ゆずりあい駐車場制度

兵庫県では、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」を推進しています。

必要な方が「兵庫ゆずりあい駐車場」を利用できるようご協力をお願いします。

お問合せ先

兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害者支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp

県ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/shogaishashien/index.html>



